

【ご加入に当たってのご案内】

特にご注意ください事項です。ご一読ください。

※保障表はホームページをご覧ください。

この共済は、生協法に基づき埼玉県と厚生労働省の認可を受けた事業で、埼玉県民共済の組合員の相互扶助によって生活の安定と向上を図ることを目的としております。また、各共済は、該当する共済事業約款(「**新型・県民共済**」「**医療・生命共済**」は生命共済事業約款、「**こども共済**」は子供生命共済事業約款)の内容が契約内容となり、くわしい制度内容は「ご加入のしおり」に記載しております。「ご加入のしおり」「共済事業約款」は、埼玉県民共済のホームページ*に掲載しております。*<https://www.saitama-kyosai.or.jp/kyosaisyohin/guide/>

1 お申し込みいただける方

埼玉県内にお住まいか職場がある健康な方であれば、年齢毎に下記のいずれか1つのコースにお申し込みいただけます。各共済の保障表は、ホームページをご覧ください。

【満15歳～満64歳の方】

「**新型・県民共済**月掛金2,500円コース」または
「**新型・県民共済**月掛金5,000円コース」または
「**医療・生命共済**月掛金2,000円コース」または
「**医療・生命共済**月掛金4,000円コース」から1つのコース

【0歳～満14歳の方(県民共済のご加入者の家族)】

「**こども共済**月掛金1,000円コース」または
「**こども共済**月掛金2,000円コース」から1つのコース

お申し込みの日(申込書受付日。郵送の場合は消印日。以下同じ)において、加入申込書の右部にある「健康告知事項」に該当される方は、ご加入いただけません(ただし、内容によりご加入いただける場合がありますので、くわしくは県民共済にお問い合わせください)。

※告知内容が事実と異なる場合は共済金のお支払いができませんので、告知欄は正確にご申告ください。

2 保障の開始について

保障は、県民共済が申込書の内容を審査して承諾した場合に、出資金200円(こども共済は不要)と初回掛金をいただいた日(自動口座振替になった日)の翌日から開始(効力が発生)します。

新型・県民共済と**医療・生命共済**はこの日が加入日(契約日)、**こども共済**は翌月1日が加入日となります。なお、郵送申し込みの場合の出資金と初回掛金の自動口座振替日は、消印日の翌月15日(ただし、中央労働金庫は18日)となります(自動口座振替日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日となります。以下同じ)。

※**こども共済**における「がん診断」の保障については、初回掛金をいただいた日の翌日からその日を含めて90日を経過した翌日以降、初めてがんが診断確定(日本の医師による。以下同じ)された場合が対象となります。初回掛金をいただいた日以前にすでに診断確定されたがんおよび初回掛金をいただいた日の翌日からその日を含めて90日以内にがんが診断確定された場合はお支払いの対象となりません。

3 共済金のお支払いについて

(1) 以下のような場合、共済金のお支払いができないことがございます。①ご加入が無効、解除、失効、取消されたとき(次項4 無効、解除、失効、取消、解約などについての項目をご参照ください) ②申込書や共済金の請求書類に不実の記載があったとき ③初回掛金をいただいた日以前に発病した病気または発生した事故を原因とするとき ④入院や通院の期間が重複するとき ⑤共済金受取人、ご加入者(ご契約者)の故意、重大な過失または犯罪行為によるとき ⑥無免許運転や酒気帯び運転等によるとき ⑦薬物依存、精神障害または泥酔によるとき ⑧頸部症候群(むちうち症)または腰・背痛で他覚症状のないとき ⑨入院中治療に専念しなかったとき ⑩死刑、自殺または自殺行為(ただし、ご加入後またはコース変更後1年を経過した自殺または自殺行為が重度障害となったときは、病気による場合と同額の共済金をお支払いします) ⑪**こども共済**の第三者への損害賠償共済金については、紛失や原動力が人力でない車両の使用等によるとき ⑫**こども共済**のご契約者が亡くなられた場合、または重度障害となられた場合に支払われる共済金については、お子様が同時またはそれ以前に亡くなられていたとき ⑬「手術」について、診療報酬点数1,400点未満の手術(こども共済を除く)や創傷処理等の手術によるとき ⑭妊娠を直接の目的とした不妊治療による手術や入院(ただし、ご加入後2年を経過した体外

受精・顕微授精にかかる採卵・胚移植・精巣からの採精の手術は、不妊治療に関する約款の規定(支払基準・金額・限度回数等)に基づき支払われる場合があります)

- (2) 戦争その他の変乱、地震、感染症などにより一時に大量の支払事由が発生し制度に影響を及ぼす場合は、共済金を減額してお支払いさせていただきます。
- (3) 事故のときすでにあった身体障害や傷病の影響等により傷害が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する額の共済金をお支払いします。
- (4) 不慮の事故(交通事故を含む)による入院は、事故の日からその日を含めて180日以内に開始された入院が、また、**こども共済**の不慮の事故(交通事故を含む)による通院は事故の日からその日を含めて180日以内の実通院が対象となります。
- (5) **新型・県民共済**と**医療・生命共済**の「1回の入院」の保障日数は保障表に記載のとおりですが、すべての共済期間(コース変更等された場合の**新型・県民共済**、**医療・生命共済**および**生命共済**の各共済期間を含む)を通算して、病気および不慮の事故(交通事故を含む)でそれぞれ700日分が限度となります。
- (6) 同じ病気(因果関係のある病気を含む)で複数回入院された場合でも、退院の日からその日を含めて次の入院までの期間が180日以内のときは「1回の入院」とみなされ、保障表に記載の保障日数の範囲で共済金をお支払いします。
- (7) 「事故」とは、急激で偶発的な外来の事故をいいます。また、ペスト、重症急性呼吸器症候群(SARS)、腸管出血性大腸菌感染症など一部の感染症は「事故」のお取り扱いとなります。なお、次のような場合などは「事故」とはみなされません。①病気や体質的な要因をお持ちの方が軽微な外因により発症し、または症状が増悪した場合 ②呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある方に生じた食物などの吸入または嚥下による気道閉塞または窒息 ③病気の診断または治療中に生じたもの ④脳疾患、病気または心神喪失により生じたもの
- (8) **こども共済**のがん診断共済金の対象となるがんについては、悪性新生物、上皮内新生物(上皮内がん)および県民共済がんと定める病気が保障の対象となります。
- (9) 共済金の支払いを請求する権利は、これらを行行使することができるときから3年間請求されなかったときは、時効により消滅します。
- (10) 掛金または保障内容は死亡率などに基づいて見直され、必要に応じて変更される場合があります。制度内容が変更された場合は、すでにご加入いただいている方についても変更後の定めが適用されます。なお、変更時における各共済事業約款の内容が適用されます。

4 無効、解除、失効、取消、解約などについて

- (1) 次の場合は、ご加入が無効となります。…①お申し込みがご加入者(ご契約者)、お子様の親権者(後見人)の意思によらなかったとき ②お申し込みの日において、ご加入者がすでに亡くなられていたとき ③1つの共済に重複(「**新型・県民共済**」「**医療・生命共済**」「**生命共済**」との重複を含む)して加入することはできません。したがって重複して加入されたときは重複分のご加入は無効となります。
- (2) 次の場合は、ご加入が解除されます。…①ご加入者(ご契約者)が故意または重大な過失により申込書の記載事項(県民共済が求めた健康告知など)について事実を告げなかったとき、または事実でないことを告げたとき ②ご加入者(ご契約者)または共済金受取人が、県民共済に共済金を支払わせることを目的として故意に支払事由を発生させ、または発生させようとした場合 ③共済金受取人が、共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合 ④他の共済契約または保険契約との重複によって、ご加入者にかかる共済金額等の合計額が著しく過大であって、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められる場合 ⑤ご加入者(ご契約者)または共済金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、またはこれらと関係を有していることと認められる場合 ⑥前記②から⑤のほか、県民共済のご加入者(ご契約者)または共済金受取人に対する信頼を損ない、ご加入の存続を困難とする重大な事由が生じた場合 ⑦ご加入者(ご契約者)が県民共済から脱退されたとき
- (3) 掛金の振替が連続して3ヵ月できなかった場合は、ご加入は失効します。なお、県民共済の定めによりご加入を復活できる場合があります。
- (4) お申し込みの日において、ご加入者が加入資格の年齢の範囲外であったときは、ご加入は取消となります。また、ご加入の締結に際して、詐欺または強迫の行為があったときは、ご加入は締結時に遡って取消となります。
- (5) ご加入者が亡くなられたときはその日において、重度障害共済金が支払われたときは重度障害となられた日において、ご加入は終了します。
- (6) ご加入者(ご契約者)はいつでも解約の手続きをとることができます。なお、この共済には解約返戻金はありません。

【共済制度のご案内】

「**新型・県民共済**」「**医療・生命共済**」「**子ども共済**」

※保障表はホームページをご覧ください。

1 お申し込みの方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、県民共済へお送りください。出資金200円(子ども共済は不要)と初回掛金は自動口座振替させていただきます。

2 毎月の掛金の払い込み

掛金は、ご指定いただいた取扱金融機関の口座から自動振替(毎月15日、中央労働金庫は18日)で払い込んでいただきます。

3 保障期間と保障の終期

各共済は1年間の定期共済(新型・県民共済と医療・生命共済は8月～翌年7月まで、子ども共済は4月～翌年3月までを保障期間(共済期間)とする)ですが、解約や失効等がない限り毎年自動的に更新され、保障の終期は次のとおりとなります。

▶**新型・県民共済**・・・保障の終期は満80歳になられて初めて迎える7月(7月生まれの方は、その7月)にいただく掛金に対する保障終了日までです(熟年型共済へは継続されません)。ただし、満50歳・満60歳・満70歳・満75歳のそれぞれの年齢になられて初めて迎える8月からは保障内容が変わります(保障表をご参照ください)。

▶**医療・生命共済**・・・保障の終期は満65歳になられて初めて迎える7月(7月生まれの方は、その7月)にいただく掛金に対する保障終了日までです。ただし、満60歳になられて初めて迎える8月からは保障内容が変わります(保障表をご参照ください)。以後はお申し出のない場合、掛金同額の熟年型共済へ自動継続となります。なお、医療・生命共済と生命共済プラス型の両方にご加入の方は、合計して月掛金4,000円を限度として熟年型共済へ自動継続となります(医療・生命共済のご加入が終了する日以後の月掛金は、生命共済プラス型と熟年型共済を合計して4,000円が限度となります)。熟年型共済の保障の終期は、満85歳になられて初めて迎える3月31日までです。

▶**子ども共済**・・・保障の終期は満18歳になられて初めて迎える3月31日までです。以後はお申し出のない場合、掛金同額の医療・生命共済へ継続となります。医療・生命共済の月掛金1,000円コースは、保障表の医療・生命共済月掛金2,000円コースの半額保障で、65歳以降は熟年型共済へ自動継続されません。

※前記【ご加入に当たってのご案内】「4. 無効、解除、失効、取消、解約などについて」の(2)②から⑥に該当すると認められる場合などは、県民共済はご加入の更新や自動継続をいたしません。

4 共済金のご請求手続きとお支払い(保障表をご参照ください)

共済金の支払事由が発生したときは遅滞なく県民共済にご連絡ください。直ちにご請求に必要な用紙をお送りします。共済金は、県民共済に必要な書類が届いた日の翌日から5日(土・日・祝日・12/29～1/3を除く)以内にお支払いすることを基本とします。なお、医師等への事実の確認が必要な場合は、確認や調査のために期間をいただくことがありますので、確認や調査が必要な場合はご協力をお願いします。

5 共済金の受取人

▶**新型・県民共済/医療・生命共済**

共済金の受取人はご加入者本人です。ただし、死亡共済金の受取人は、ご加入者が死亡した時点における続柄による、次の①～⑫の順位において上位の方となります。

①ご加入者の婚姻届出のある配偶者
ご加入者と同一世帯に属するご加入者の ②子 ③孫 ④父母 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
ご加入者と同一世帯に属さないご加入者の ⑦子 ⑧孫 ⑨父母 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
⑫ご加入者の甥姪

この場合において、ご加入者と住居を異にしている場合、それが修学、療養、勤務などの事情によると判断されるときは、同一世帯に属するものとして扱われます。また、各順序の同一世帯に属する方の中では、ご加入者によって扶養されている方を上位とします。

なお、死亡共済金の受取人は、ご加入者が県民共済の承認を受けて次の方のうちいずれか1人を指定または変更することができます。

- (1)ご加入者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、ご加入者と内縁関係にある方
- (2)ご加入者に婚姻の届出のある配偶者がいない場合で、日常生活において同居もしくは世帯員と同様な生活状態にある方で、上記(1)と類似の関係と認められる方
- (3)前記②から④までに該当する方
- (4)前記①から④までに該当する方がいない場合で、⑤から⑧までに該当する方およびご加入者の2親等以内の姻族の方
- (5)上記(1)から(4)までに該当する方がいない場合で、ご加入者の身の世話をしている方など日常生活において密接な関係にある方

※遺言により死亡共済金の受取人を指定または変更することはできません。死亡共済金を除く共済金については、指定代理請求人を指定または変更することができます。くわしくは、県民共済までお問い合わせください。

▶**子ども共済**

共済金の受取人はご契約者となり、指定または変更することはできません。ただし、ご契約者が亡くなったときの受取人は次のとおりです。(1)ご契約者が亡くなった場合に支払われる共済金の受取人は、お子様本人です。(2)ご契約者とお子様と同時に亡くなった場合のお子様の死亡共済金の受取人は、死亡した時点における続柄による、次の①～⑦の順位において上位の方となります。

お子様と同一世帯に属し、生計を一にするお子様の ①父母 ②祖父母 ③兄弟姉妹
④その他の、お子様と生計を一にする方
その他の、お子様の ⑤父母 ⑥祖父母 ⑦兄弟姉妹

なお、子ども共済の保障のうち、第三者への損害賠償共済金の受取人は、お子様(お子様に責任能力がない場合は、法定監督義務者として賠償責任を負う親権者)となります。

6 割戻金のお支払いと増資について

毎年1回、共済の種類ごとに決算を行い剰余金が生じたときは、各種共済の決算期末のご加入者(ご契約者)に払込掛金に応じて割戻金としてお戻ししております。ただし、子ども共済を除き共済の種類ごとに割戻金の中から、組合員の生活の改善・向上と暮らしを守るために、その年度分として払い込まれた掛金の5%に相当する金額を総代会の議決により出資金に振替させていただきます。このお預かりした出資金は、ご加入者が県民共済を脱退されるときに定款の定めにしたがってお戻しいたします。

※お申し込みに当たっては、前記の【ご加入に当たってのご案内】と【共済制度のご案内】をご一読願います。くわしくは各共済事業約款およびご加入後にお届けする「ご加入のしおり」をご確認ください。なお、ホームページ*にも掲載しております。併せてご覧ください。

*<https://www.saitama-kyosai.or.jp/>

「**新型・県民共済**」「**医療・生命共済**」の保障は、全て埼玉県民共済(埼玉県認可)が元受けです。「**子ども共済**」「**熟年型共済**」の保障は、全国生活協同組合連合会(厚生労働省認可)が元受けです。(https://www.kyosai-cc.or.jp/)

【県民共済の個人情報取り扱いに関する重要事項】

埼玉県民共済生活協同組合(関連会社を含む)および全国生活協同組合連合会ならびに全国生活協同組合連合会が実施する共済事業を取り扱う会員生活協同組合(以下「県民共済グループ」という)では、次の目的に必要な個人情報を取得し、利用しています。

- ①共済、供給、利用、教育・文化、福祉等の県民共済グループの事業についての健全な運営およびアンケートその他の調査
- ②県民共済グループの事業に関する商品・サービスのご紹介
- ③県民共済グループの関連会社および提携企業の商品・サービスのご案内

※詳細はホームページに掲載しています。

ご加入についてのお問い合わせは

☎ **048-855-5221**

営業時間/平日9:00～17:00

定休日/土・日・祝日(土曜日は電話受付あり)

埼玉県民共済生活協同組合 〒338-8601 埼玉県さいたま市中央区上落合2-5-22